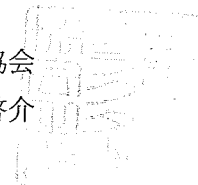


令和元年 11 月 12 日

厚生労働省 医政局  
医事課長 佐々木 健 殿

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会  
会長 竹谷内 啓介



## 法律的に問題のある行為についての対策に関する要望書

昨今、カイロプラクティック（脊椎マニピュレーションを特徴とする徒手療法）の名称を用いる団体若しくは個人による、法律的に問題のある行為がマスメディアや行政から報告されています。さらには、日本のカイロプラクティック業界は法的資格制度がなく玉石混交であることから、カイロプラクティック業界についての事実誤認も散見されます。

当会は、世界保健機関（WHO）と提携している世界カイロプラクティック連合（WFC）の日本代表団体として、国際標準に基づいたカイロプラクティックの臨床・教育・研究を推進しております。また、「カイロプラクティックの安全性と広告に関するガイドライン」を公表し、最善のエビデンスを利用しながら医療（ヘルスケア）としての安全なカイロプラクティックケアを国民に提供することを目的としています。下記の法律的に問題のある行為についての対策を早急に進めていただけますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1) 小顔調整などの美容効果、癌や難病に対する効果・効能の誇大広告

カイロプラクティックに関する研究でエビデンス（科学的根拠）が明確に示されていない小顔調整などの美容効果、癌や難病に対する効果・効能の誇大広告が報告されています。消費者庁と連携のうえ、景品表示法に抵触する恐れのある行為については、効果的な対策を検討していただけますようお願いいたします。

#### 2) カイロプラクティック治療を対象とする療養費・診療報酬の不正請求

カイロプラクティック治療を対象に、柔道整復療養費や診療報酬の不正請求をするなどの行為の防止対策、および取締り強化をお願いいたします。

### 3) カイロプラクティックの名称を用いる団体・個人による寝具等の強引な販売勧誘

カイロプラクティックの名称を用いる団体・個人による、栄養補助食品（サプリメント）や寝具（マットレス）等の強引で迷惑な販売勧誘が報告されています。消費者庁と連携のうえ、特定商取引法に抵触する恐れのある行為については、効果的な対策を検討していただけますようお願いいたします。

以上